

## 自転車安全利用五則

2022年11月1日改正

自転車に乗るときの基本ルールです。正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。

### ①車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。

したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

### ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号や交通標識には自動車やバイクと同様に従わなければなりません。

### ③夜間はライトを点灯

無灯火運転は危険です。

### ④飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはいけません。

### ⑤ヘルメットを着用

自転車利用者による死亡事故のうち、多くの方が頭部を損傷しています。

道路交通法の改正により、自転車のヘルメット着用が全ての年齢を対象に努力義務とされました。



## 反射材～薄暮・夜間はつけた光が命を守る～

### 反射材の有効性は？

○車のライトなどが当たると光を反射し、反射材をつけている人を車の運転者は57メートルくらい離れていても確認できます。

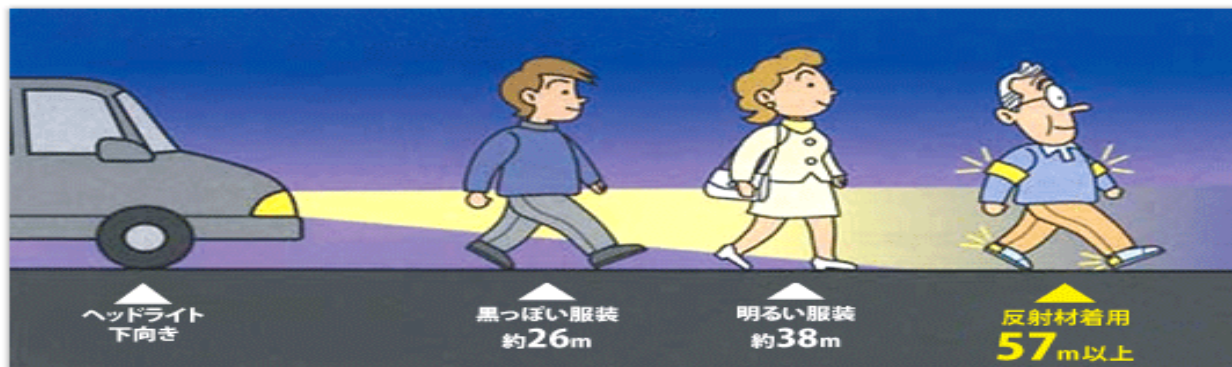
○反射材用品は腕や足など、歩くと動く部分に付けると、より効果があります。

### 反射材の種類は？

○靴のかかとやかばん、自転車の車輪(スポーク)などに貼るシールタイプや、キーホルダーなど色々なものがあります。

### 反射材の購入は？

○反射材用品は、日用雑貨店、ホームセンターなどで手軽に購入することができます。



### 実施機関

文京区、文京区教育委員会、区立小学校PTA連合会、区立中学校PTA連合会、文京区私立幼稚園連合会、東京国道事務所、東京都第六建設事務所、富坂警察署、大塚警察署、本富士警察署、駒込警察署、小石川消防署、本郷消防署、富坂交通安全協会、大塚交通安全協会、本富士交通安全協会、駒込交通安全協会、文京区町会連合会、文京区商店街連合会、文京区女性団体連絡会、文京区高齢者クラブ連合会、文京区民生・児童委員協議会

# 令和6年

資料第3号-2

# 春の交通安全運動実施要領

4月6日(土)～4月15日(月)



## スローガン

たくさんの笑顔が走る 首都東京

## 運動の重点

- (1) こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- (3) 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- (4) 二輪車の交通事故防止

## 運動の目的

交通安全運動をきっかけに、文京区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的とします。

# 運動の重点

項目	子どもが安全に通行できる 道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践	歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運行の励行			自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と 交通ルールの遵守		二輪車の交通事故防止
		運転者の歩行者等への 保護意識の向上	飲酒運転の根絶	高齢運転者の 交通事故防止	自転車の利用	電動キックボード等の利用	
家庭・ 地域では	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夕暮れ・夜間・早朝外出時の明るい服装や反射材着用の心掛け、歩きながらのスマートフォンの利用の危険等、交通安全ルールについて話し合い、交通安全意識の向上に努めましょう。</li> <li>●運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めるなど、道路の横断や通行方法について話し合いましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●運転中のスマートフォン使用の危険性について話し合いましょう。</li> <li>●横断歩道等は歩行者等が優先であること等、交通ルールやマナーについて再確認しましょう。</li> <li>●駐停車が及ぼす交通の危険について話し合いましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲酒運転は悪質な犯罪であることを認識し、飲酒による事故の悲惨さと責任の重大さについて話し合いましょう。</li> <li>●車を運転することを知りながら酒を勧めたり、飲酒している人に車を貸したり、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。絶対にやめましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「加齢等に伴う身体機能等の低下」を感じた時は、安全運転相談窓口等を活用し、運転免許証の自主返納や安全運転サポートカーの活用も話し合いましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを遵守しましょう。</li> <li>●ヘルメット未着用時の危険やヘルメットによる効果を話し合い、ヘルメット着用をすすめてみましょう。</li> <li>●自転車でも多額賠償を請求される場合があります。加害者になりうることを認識し、自転車保険等に参加しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動車賠償責任保険加入が必須です。保険に加入しているか確認しましょう。</li> <li>●電動キックボードが関連する交通事故が懸念されます。十分注意を払いましょう。</li> <li>●通行は原則車道左側です。交通ルールを守り、ヘルメットを着用するなど交通事故防止を心がけましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●二輪車事故は死亡に繋がる危険性が高いため、交通事故を防止するため安全運転を心掛けましょう。</li> <li>●大切な人を失わないためにも、命の大切さや交通事故の責任について十分に話し合いましょう。</li> </ul>
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> <li>●信号のない横断歩道に歩行者がいた場合、停止しなければなりません。交通ルールに従い、思いやりの気持ちを持って走行しましょう。</li> <li>●学校・保育園等や公園、福祉施設付近では、徐行するなど注意して運転しましょう。</li> <li>●運転中のスマートフォン利用は禁止です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交通ルールを遵守し、歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。</li> <li>●運転中はスマートフォン等を注視しないようにしましょう。</li> <li>●横断歩道等は歩行者等が優先です。直前で停止可能な速度で走行しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲酒運転は重罪であることを認識し「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を絶対に守りましょう。</li> <li>●自転車や電動キックボードも車の仲間です。飲酒後は自転車に乗ってはいけません。</li> <li>●二日酔いは飲酒運転です。運転する前日は深酒を控えましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●豊富な運転経験に過信せず、視機能の低下等を自覚し、一時停止等の交通ルール・マナーを遵守して、思いやりや譲り合いの気持ちを持って、慎重な運転を心掛けましょう。</li> <li>●運転の際、発進時にブレーキペダルを踏んでいることを確認して、エンジンの始動やチェンジレバーの操作を行うなど、踏み間違いに注意しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自転車安全利用五則を守り、信号や一時停止の標識等に従い、特に歩道では歩行者の安全のため、徐行を心掛けましょう。</li> <li>●年齢に関わらず、自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。</li> <li>●自転車保険等に参加しましょう。</li> <li>●スマートフォンやイヤホンの使用、傘差し、並走等の危険な運転はやめましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全ての電動キックボード等が免許不要で運転できるわけではありません。また、特定小型原動機付自転車に該当する場合でも16歳未満は運転禁止です。運転する前に車両区分や、交通ルール、車体特性を確認し、安全運転を心がけましょう。</li> <li>●運転中はスマートフォン等を使用しないようにしましょう。</li> <li>●ナンバープレートを着用せずに公道を走行してはいけません。</li> <li>●保険等に参加し、ヘルメットを着用しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自己の運転技量を過信することなく、急な進路変更や加速、危険な割り込みをせず、安全運転を心掛けましょう。</li> <li>●ヘルメットを正しく着用し、効果的にプロテクターを付けるとともに、反射材も活用しましょう。</li> <li>●違法・無用な路上駐車はやめましょう。</li> </ul>
職場・ 学校等 では	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩行中の子どもの交通事故の特徴（飛び出しによる事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等を実施しましょう。</li> <li>●歩きながらのスマートフォン利用が危険であることを周知し、いわゆる「歩きスマホ」禁止を指導しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歩行者が横断中に発生する死亡事故が多いことを踏まえ、横断歩行者事故等の防止や安全運転意識の向上のため、交通安全教育等を実施しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●飲酒運転根絶のポスターの掲示や警察署と連携した講習会の開催などで、飲酒運転根絶の取り組みを行いましょう。また、二日酔いの確認や宴会の際の声掛けで、飲酒運転させない環境を作りましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢従業員に対し、事業者等の管理者は、日常点検等を通じて体調面を考慮し、安全運転を励行しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自転車に関連する交通事故が増えています。自転車安全利用五則を確認し、周知しましょう。</li> <li>●児童・生徒に対し、ヘルメット着用をすすめてみましょう。</li> <li>●従業員に対し、事業者等の管理者は、ヘルメットを着用させましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電動キックボードのルールやマナーについて、交通安全教育等を実施しましょう。</li> <li>●電動キックボードに関する道路交通法の改正内容を確認しましょう。</li> <li>●従業員に対し、事業者等の管理者は、ヘルメットを着用させましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●警察署や二輪車販売店等と連携して、二輪車教室を開催するほか、ヘルメットの正しい着用、プロテクターの効果的な着用等安全運転の指導をしましょう。</li> <li>●悪天候時の運転は抑制させましょう。</li> </ul>

## 交通安全運動に関連する行事予定

☆交通安全駅頭キャンペーン  
 日時:令和6年4月6日(土)午前10時から  
 会場:礪川公園  
 問い合わせ先:富坂警察署交通課(☎3817-0110)

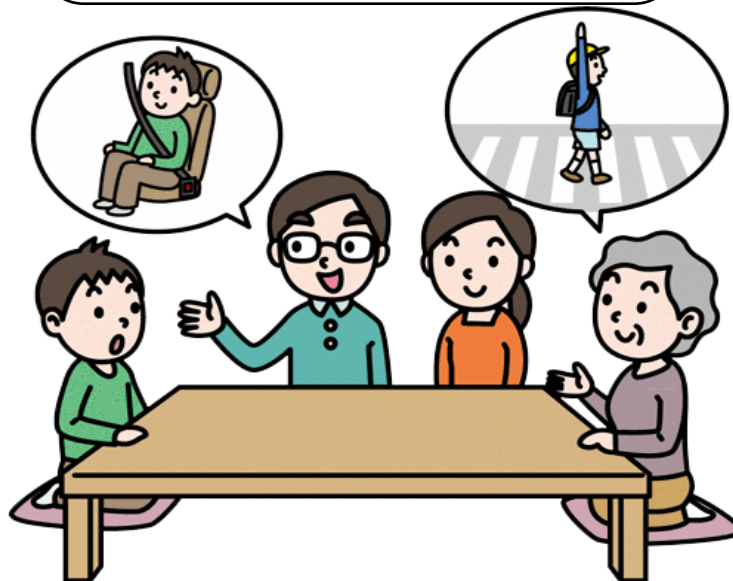
☆大塚交通安全のつどい  
 日時:令和6年4月7日(日)午後1時から  
 会場:教育の森公園グラウンド  
 問い合わせ先:大塚警察署交通課(☎3941-0110)

☆高齢者交通安全教室  
 日時:令和6年4月11日(木)午後1時30分から  
 会場:文京シビックセンター4階シルバーホール  
 問い合わせ先:本富士警察署交通課(☎3818-0110)

☆駒込交通安全フェスティバル  
 日時:令和6年4月6日(土)午前10時から正午まで  
 会場:六義公園運動場  
 問い合わせ先:駒込警察署交通課(☎3944-0110)

4月10日は

「交通事故死ゼロを目指す日」



## 運動の進め方

文京区、警察署、交通安全協会をはじめとする関係機関・団体等は、相互に連携を図り、それぞれの所管及び地域の実態に応じ、運動の目的を踏まえ創意工夫を凝らした取り組みを行い、区民総ぐるみの運動となるよう努める。

**文京区**  
 ◎実施要領と実施に伴う会議の開催、関係機関・団体との連絡調整  
 ◎広報紙、各マスメディア、SNS、区ホームページ等あらゆる広報媒体を活用した積極的な広報活動の展開による交通安全普及啓発活動の推進

**文京区教育委員会**  
 ◎各学校、幼稚園への運動の周知徹底と安全教育の推進  
 ◎PTA等への協力要請と緊密な連携による安全教育の推進及び街頭指導活動の強化各種広報紙等での保護者への広報活動

**警察署**  
 ◎関係機関・団体への交通事故情報の提供  
 ◎各種広報紙、広報車等での広報活動  
 ◎参加・体験・実践型の交通安全教育の推進  
 ◎運動の重点を指向した交通指導取締りの強化

**交通安全協会**  
 ◎広報紙等の活用による広報・啓発の推進  
 ◎各種行事の開催による運動の趣旨等の徹底  
 ◎会員・関係団体との連携による街頭指導活動の推進

**道路管理者**  
 ◎懸垂幕等の掲示による運動の周知徹底  
 ◎道路パトロール等を通じ、その結果を踏まえた道路環境及び交通安全施設等の点検整備  
 ◎交通事故多発路線等における安全対策の推進  
 ◎自主的な交通安全活動の推進と各種行事への積極的な参加

**安全運転管理者**  
 ◎従業員及び関係機関・団体への運動の周知徹底と広報紙等の活用による広報・啓発の推進  
 ◎無謀運転防止のための安全運転管理の徹底  
 ◎自主的な交通安全活動の推進と各種行事への積極的な参加

**その他の関係機関・団体**  
 ◎職員及び関係機関・団体等への運動の周知徹底と広報紙等の活用による広報・啓発の推進  
 ◎自主的な交通安全活動の推進と各種行事への積極的な参加